

檜山海区漁業調整委員会指示第2号

ひらめを目的として生き餌を使用して操業するはえなわ漁業及び一本釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項に基づき、次のとおり指示する。

令和5年12月11日

檜山海区漁業調整委員会
会長 工藤 幸博

1 指示区域

松前・檜山両郡界から267度30分の線と久遠・島牧両郡界から297度30分の線との間における檜山海区海域。

2 禁止期間

7月16日から12月31日までの期間は、操業してはならない。

3 操業区域の制限

- (1) 1月1日から7月15日までは、水深20メートル以浅の区域において操業してはならない。
- (2) 小型定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から200メートル以上離れて操業しなければならない。

4 操業の条件

漁具敷設中は、漁具標識を明確にするとともに、船名を記入した名札をつけなければならない。

5 指示期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで